

建設工事における社会保険等未加入対策について

建設工事について、平成29・30年度入札参加資格審査（定期申請）から、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）加入を入札参加資格要件とします。

- ・社会保険等未加入者（適用除外者を除く。）の申請は、受け付けません。
- ・社会保険等の加入義務者は、加入を証する書類の添付が必要となります。※1
- ・社会保険等の適用除外者は、加入義務がないことの届出書を添付のうえ、入札参加資格審査申請ができます。※2

※1 加入を証する書類は、原則として以下のとおりです。

●雇用保険

- 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」
- 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
- 「雇用保険被保険者資格取得等通知書」のいずれかの写し

●健康保険・厚生年金保険

- 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」
- 「領収証書」
- 「社会保険料納入証明（申請）書」
- 「資格取得確認および標準報酬決定通知書」のいずれかの写し

※2 加入義務がないことの届出書は、以下のとおりです。

- 「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」（別紙）
ただし、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で、適用除外であることが確認できる場合は、本届出書の添付は不要です。
なお、届出内容について疑義が生じた場合は、関係機関に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。